

商 業 動 態 統 計 調 査

商業動態調査票丁4 記入要領

(ホームセンター用)

- ・調査票の記載内容については秘密が保護されます。
- ・過去の調査票は使用せず、同封の最新の票をお使いください。

2024年1月改訂版

経済産業省大臣官房調査統計グループ

この記入要領は、「商業動態調査票丁4（ホームセンター用）」の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる企業の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、所定の期日までに経済産業大臣へ提出をしてください。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としています。

2. 調査の根拠法規

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、これに基づく商業動態統計調査規則によって、経済産業省が実施します。

調査対象となった企業は報告義務があり、企業を代表する者が報告者となります。

3. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条で個人又は法人その他の団体の秘密は保護されており、第40条では統計上の目的以外の使用は禁じられています。したがって、徴税事務など、報告者の利害に関することに使用されることはありません。また、第57条では、この調査に従事する者がその業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を他に漏らした場合は処罰を受けることとなっていますので、個々の調査票は秘密扱いとされ、外部に漏れることはありません。

4. 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる細分類6091－ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定した企業です。

5. 報告者

この調査でいう報告者とは、企業を代表する者で、報告者は、調査票に掲げた事項について報告しなければなりません。

なお、報告者が報告を行わなかったり、虚偽の報告をしたりすると、統計法によって罰せられることがあります。

6. 調査の期日と対象期間

この調査の期日は、毎月末日であり、また対象期間は毎月1日より月末までの1か月間です。

7. 調査票の提出部数と提出先

調査票に掲げる事項について記入し、これに記名し、調査該当月の翌月15日までに到着するように、同封の返信用封筒で経済産業大臣（※）に1部提出してください。

※提出先住所

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班

なお、提出の際は、報告者の控えとして調査票の写しを保存してください。

8. 調査票の提出方法

(1) 郵送による提出

調査票の提出に同封の返信用封筒を使用する場合は、郵便事務処理上、経済産業省到着までに約4日間を要しますので、返送日に配慮してください。

(2) オンラインによる提出

調査票は、紙による提出の他、オンラインによる提出方法があります。オンラインによる提出については、「Ⅲ. オンラインによる提出」を参照してください。

II. 調査事項と記入上の注意

1. 一般事項

この調査は、連結子会社を含めない、企業単体の調査です。原則、当該業態(ホームセンター)の事業が対象となります。また、貴社が本部となっているフランチャイズ加盟店の販売額は含めません。

- (1) 調査票表面調査票名下「 年 月分」には、実績を報告いただく、調査該当月の年(西暦)月を必ず記入してください。これは、調査票を提出する年月ではありませんので、注意してください。また、調査票裏面下段の「年月分」欄には、調査該当月の年(西暦下2桁)月を記入してください。

<調査票表面上段>



政府統計

商業動態統計調査

商業動態調査票
(ホームセンター用)

年 月 分

秘 基幹統計

丁4

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

調査該当月の年月(同じ年月)を記入してください。

<調査票裏面下段>

統計調査番号		調査票番号		年 月 分		事業所・企業番号													
				年	月														
A	03	0007	20																
				法人番号															

- (2) 「事業所・企業番号」は、1企業につき1つの番号となっています。経済産業省及び調査事務局への問合せの際はこちらの番号をお知らせください。
- (3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号(13桁)を記入してください。
- (4) 金額は、算用数字を用い、百万円未満を四捨五入し百万円単位で記入してください。単位未満の場合は、0(ゼロ)を記入してください。なお、「¥」記号は付けないでください。
- (5) 調査票には、青か黒のインク又はボールペンではっきりと記入してください。
- (6) 調査票にプリントしてある記入内容に誤りがある場合は、赤字にて修正をお願いします。
- (7) この調査の対象となったすべての事業所は、統計法(平成十九年法律第五十三号)第十三条(報告義務)及び第十五条(立入検査等)の規定(これらの規定に係る罰則を含む)の適用があります。

2. 記入事項

(1) 企業名

「企業名」欄は、企業本社の名称を記入してください。

「所在地」欄は、企業本社の所在地を記入してください。登記上の住所ではありません。

(2) 月間商品販売額及び都道府県別商品販売額

商品販売額とは、企業の当該業態事業の一般消費者に販売した物品（有体商品）の販売額をいいます。「商品分類表」の内容例示を参考に、商品分類別に記入してください。また、都道府県別についても同様に記入してください。

調査月の商品販売額は、次によって記入してください。

① 商品販売額は、月初めから月末までの1か月間のものを記入してください。

なお、やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月前までの期間（1か月間）を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後は調査期間を変更しないでください。

② 月間の商品販売額は、企業の傘下にある当該業態の事業所の月間販売額の総計を記入してください。

③ 月間の商品販売額は、「商品分類表」の分類によって記入してください。なお、類似品についてはそれぞれの分類に準じて記入してください。

④ 消費税などの間接税は、商品販売額に含めてください。

⑤ カタログやインターネットなどの通信販売による商品販売額も含めてください。

⑥ 子会社やフライチャイズ加盟店への商品供給などの卸売販売額は含めません。

⑦ テナント（構内の一部を賃借し、出店している別経営の事業所）の販売額や増改築・リフォーム等（増改築・設計、施工、各種取次ぎ業務）、その他のサービス業務（配送、レンタル、スペアキーなど）、遊戯施設などのサービス部門での売上げは含めません。また、原則、店舗が独立したドラッグストアなどの他業態の販売額は含めません。

(3) 月末店舗数

調査月末現在における貴社の傘下にある当該業態の店舗数を都道府県別に記入してください。ただし、貴社が本部となっているフランチャイズ加盟店の店舗数は含めません。また、ペット専門店、食料品専門店（スーパー）、自転車専門店、靴専門店など他業態もしくは特定の商品を専門に取り扱う独立した店舗の店舗数は含めません。なお、休業店舗は店舗数に含めて回答してください。

(4) その他

① 調査票の内容について照会する場合がありますので、回答できる人の所属名、氏名及び電話番号を裏面の当該欄に記入してください。なお、電話番号は、市外局番も必ず記入してください。

② 調査月において、特別な事情により販売額等に影響（前年同月と比べ大きな変動等）があった場合は、調査票の備考欄にその理由を記入するようにしてください。また、その他特記すべき事項（事業の拡大等）が生じたときも、調査票の備考欄にその旨を記入してください。

商品分類表

商品分類等	内容例示
D I Y用具・ 素材	道具・工具（大工道具、作業工具、板金工具、測定工具、左官道具、配管工具、整備工具、工具箱、工具収納用品等）
	電動工具（電動工具（先端部品含む）、エアー工具、エンジン工具・建設荷役機械、電工用具（コード・投光器等）、切削消耗品等）
	作業用品（作業着、作業靴、靴下、軍手、安全靴、エプロン等）
	建築金物（接合金物、家具建具用金物（装飾金物）、安全防犯金具、金網、針金、戸車、キャスター、消耗金具、補修部品、チェーン等）
	塗料・塗装具（ペイント、ニス、ラッカー、塗装用品、塗装機、防腐剤、防虫・防腐塗料等）
	接着剤・梱包資材（接着剤、充填材、テープ類、梱包資材、補修剤（家庭用セメント類、タイル）、ロープ類等）
	木材・建材（木材、合板、各種新建材、防音断熱材、ドア部の部材、納戸、雨樋・建具等の建材、網戸、アクリル建材、プラスチック建材、各種鋼材、スノコ、神棚、工作品、工作部材、棚受材、脚材、床材、天井材、壁装材等）
	水道・ガス・配管（水回り金具、給配水管、ガス用品、水回り補修部品等） 住設機器・器具（浴槽、便器、便座、脱臭換気装置、システムキッチン、給湯、ガス器具、床下収納、洗面機器等）
電気	電気・照明（電線器具、道具および資材、アンテナ、照明器具、テープ、電池、管球、インターホン、換気扇、組立音響機材、防犯機材、発電機等）
	家電製品（テレビ、ラジオ、洗濯機、冷蔵庫、クーラー、ジャー、ポット、調理家電、電話、ファクシミリ、ワープロ、理美容用品、時計、電卓、CD プレーヤー・カメラ・ビデオデッキ等）
インテリア	インテリア（各種内装仕上材（天井、壁面、床面）、壁紙、カーテン、ブラインド、カーペット、人工芝、各種間仕切、障子、ふすま、ルームアクセサリ、テーブルクロス、座椅子、イ草、籐、竹製品等）
	家具・収納用品（組立て家具、椅子、机、ラック、押入・キッチン収納などの収納用品等）
家庭用品・ 日用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等）
	日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、洗たく洗剤、シャンプー、ハンドソープ、衛生用品、小間物、化粧品、ティッシュペーパー、使い捨てカイロ等）
園芸・ エクステリア	園芸生物（生もの、種苗、球根、観葉植物、草花、草花苗、野菜苗、苗木、庭木、植木等）
	園芸用品（肥料、用土、農薬、土農工具、園芸資材、散水用品、ガーデン機器、鉢容器、温室、園芸工具等）
	エクステリア（門扉、フェンス、カーポート、バルコニー）、脚立兼用梯子、二連梯子、脚立、雨水・給排水用品、台車、外構資材、テラス、ガーデン用品（焼却炉、竹ホーキ等）、ガーデンファニチャー、物干し竿、物置、ハウス、コンクリート製品、天然石、砂利等
ペット・ ペット用品	ペット用品およびペットフード、生体（犬、猫、鳥、観賞魚、昆虫等）等
カー用品・ アウトドア	カー用品（車のメンテナンス用品用材、オイル、タイヤ、ホイール、カーAV、ナビゲーター、カーアクセサリ、電装機器、カーエアコン、バイク用品、各種部品および用品等）
	自転車、関連パーツ・用品、子供乗物、ベビーカー等
	レジャー・スポーツ（運動用具用品、健康維持増進器具、介護用品、アウトドア用品、キャンプ用品、レジャー用品、ビーチ用品、トラベル用品等）
オフィス・ カルチャー	教養・娯楽（ホビー・クラフト用品、玩具、各種文具、書籍、CD・テープ・ビデオの各ソフト等） 事務用品
その他	衣料品、食品、飲料、酒類、薬品、灯油、タバコ、栄養ドリンク等 ※ただし、増改築・リフォーム等（増改築・設計、施工、各種取次ぎ業務）、その他のサービス業務（配送、レンタル、スペアキー等）、遊戯施設などのサービス部門での売上げを除く

III. オンラインによる提出

オンラインによりご報告いただく場合は、以下の手順にてデータの入力等を行ってください（パソコン環境によってはお使いいただけない場合がありますので、6 ページのパソコン環境をご確認ください）。

なお、調査対象者IDやパスワードがわからなくなったなどご不明な点がございましたら、7 ページに記載の「経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室 オンライン調査担当」までお問合せください。

- ① 政府統計オンライン調査総合窓口（<https://www.e-survey.go.jp>）を開いて政府統計コード、調査対象者ID、パスワードを入力し、政府統計オンライン調査システムにログインします。

政府統計オンライン調査総合窓口

よくあるご質問 お問い合わせ

オンライン調査トップ > ログイン

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。
政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

政府統計コード 必須 統計調査を選択してください ☐ 次回から入力省略

調査対象者ID 必須 ☐ 次回から入力省略

パスワード 必須 ☐ パスワードを表示する
[パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ](#)

ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。
ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。
パスワード入力を5回連続誤ると一時的にログインできなくなりますのでご注意ください。

ログイン

- ② 調査票の一覧画面から報告する調査票（商業動態調査票 丁4（ホームセンター用））を選択して、電子調査票をダウンロードします。

政府統計オンライン調査総合窓口

よくあるご質問 お問い合わせ ヘルプ ログアウト

オンライン調査トップ > 調査票の一覧

調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更 調査回答ファイルの一括送信

注意事項

経済産業省月次統計調査（生動・石油消費・商動・サービス動態・予測）

回答する電子調査票をクリックしてください。

実施時期	電子調査票 ?	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
20XX年 1月分	令和X年0007商業動態統計調査票 丁4（ホームセンター用）	Excel形式	20XX-02-15	未回答		

このサイトについて 利用規約 推奨環境 オンライン調査の流れ 回答情報の保護

当サイトは、各府省等の統計調査をオンラインで回答するための総合窓口として、独立行政法人統計センターが運用管理を行っています。

- ③ 以下のような入力画面が表示されますので、この画面で報告データを入力します。
入力完了後、画面上のボタンより、電子調査票の保存、送信をして作業は終了です。

詳しい入力方法については「操作方法」をご確認ください

送信時に再度入力を求められるパスワードとは、初期設定のパスワードからご自身で変更されたパスワードのことです

◆政府統計オンライン調査システム利用の推奨環境（2023 年 10 月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows11（※1）	Firefox 118 Google Chrome 117	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
Windows10（※1）	Microsoft Edge 117	

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2） 表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。

- ・ Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
- ・ 利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
- ・ マクロ機能が組み込まれている Excel 調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。
また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。
- （※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

「政府統計オンライン調査システム」推奨環境の最新情報は、以下のページからご確認ください。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

◆オンラインによる提出の際のお願い

- （1）販売額が単位未満もしくは発生しない場合は、該当回答欄には0（ゼロ）を入力してください。
- （2）回答者情報に変更が発生した際は必ず入力してください。変更がない場合は入力不要です。

IV. その他

【商業動態統計調査についての問合せ先】

＜商業動態統計調査事務局＞

電話：０１２０－４２９－８５６ 無料ダイヤル

E-mail：bzl-ryohanten-chousa@meti.go.jp

受付時間：平日 ９：００～１８：００

【政府統計オンライン調査システムについての問合せ先】

〒１００－８９０２ 東京都千代田区霞が関１丁目３番１号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室

オンライン調査担当

電話：０３－３５０１－１０９０（直通）

E-mail：bzl-stats-info@meti.go.jp

受付時間：平日 ９：００～１８：００

【経済産業省ＨＰ オンラインによる統計報告】

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

上記 HP にはオンライン報告による操作マニュアルやよくある質問及び回答が記載されています。操作時の参考にご覧ください。

【調査実施者】

〒１００－８９０２ 東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

商業動態統計班

電話：０３－３５０１－１５１１（内線）２８９８，２８９９



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票
(ホームセンター用)

T4

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

年 月 分

企業名		所在地	(〒 -) (電話 - -)
-----	--	-----	------------------

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万
D I Y 用具・素材	0101						
電気	0102						
インテリア	0103						
家庭用品・日用品	0104						
園芸・エクステリア	0105						
ペット・ペット用品	0106						
カー用品・アウトドア	0107						
オフィス・カルチャー	0108						
その他	0109						
計	0110						

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

都道府県		番号	当月販売額						都道府県		番号	当月販売額					
			A									A					
			千億	百億	十億	億	千万	百万				千億	百億	十億	億	千万	百万
都道府県別・商品販売額	北海道	0201							滋賀県	0225							
	青森県	0202							京都府	0226							
	岩手県	0203							大阪府	0227							
	宮城県	0204							兵庫県	0228							
	秋田県	0205							奈良県	0229							
	山形県	0206							和歌山県	0230							
	福島県	0207							鳥取県	0231							
	茨城県	0208							島根県	0232							
	栃木県	0209							岡山県	0233							
	群馬県	0210							広島県	0234							
	埼玉県	0211							山口県	0235							
	千葉県	0212							徳島県	0236							
	東京都	0213							香川県	0237							
	神奈川県	0214							愛媛県	0238							
	新潟県	0215							高知県	0239							
	富山県	0216							福岡県	0240							
	石川県	0217							佐賀県	0241							
	福井県	0218							長崎県	0242							
	山梨県	0219							熊本県	0243							
	長野県	0220							大分県	0244							
	岐阜県	0221							宮崎県	0245							
	静岡県	0222							鹿児島県	0246							
	愛知県	0223							沖縄県	0247							
	三重県	0224															

●この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。
●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するため、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
●記入に当たっては記入要領を参照してください。

経済産業省(サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

3. 月末店舗数

(単位:店)

都道府県		番号	当 月 末 店 舗 数					都道府県		番号	当 月 末 店 舗 数				
			A								A				
			万	千	百	十	一				万	千	百	十	一
都道府県別・月末店舗数	北海道	0301						都道府県別・月末店舗数	滋賀県	0325					
	青森県	0302							京都府	0326					
	岩手県	0303							大阪府	0327					
	宮城県	0304							兵庫県	0328					
	秋田県	0305							奈良県	0329					
	山形県	0306							和歌山県	0330					
	福島県	0307							鳥取県	0331					
	茨城県	0308							島根県	0332					
	栃木県	0309							岡山県	0333					
	群馬県	0310							広島県	0334					
	埼玉県	0311							山口県	0335					
	千葉県	0312							徳島県	0336					
	東京都	0313							香川県	0337					
	神奈川県	0314							愛媛県	0338					
	新潟県	0315							高知県	0339					
	富山県	0316							福岡県	0340					
	石川県	0317							佐賀県	0341					
	福井県	0318							長崎県	0342					
	山梨県	0319							熊本県	0343					
	長野県	0320							大分県	0344					
岐阜県	0321						宮崎県	0345							
静岡県	0322						鹿児島県	0346							
愛知県	0323						沖縄県	0347							
三重県	0324						全 国	0300							

●この調査は、統計法（平成十九年法律第五十二号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。
 ●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ●記入に当たっては記入要領を参照してください。

(備 考)

この調査票の内容を照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名
（電話 - - ）

報告者(企業の代表者)の氏名
年 月 日

統計調査番号	調査票番号	年 月 分			事業所・企業番号									
		年		月										
A 0 3	0 0 0 7	2 0												

法人番号

経済産業省（サービス動態統計室）



政府統計



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。